

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社:会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

(吸収分割承継会社:会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2025 年 1 月 20 日

京成電鉄株式会社

京成タクシーホールディングス株式会社

吸収分割に係る事前開示書面

2025 年 1 月 20 日

(吸収分割会社)

千葉県市川市八幡三丁目 3 番 1 号

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 小林 敏也

(吸収分割承継会社)

千葉県船橋市湊町二丁目 7 番 7 号

京成タクシーホールディングス株式会社

代表取締役社長 金子 庄吉

京成電鉄株式会社（以下「京成電鉄」といいます。）及び京成タクシーホールディングス株式会社（以下「タクシーHD」といいます。）は、京成電鉄を吸収分割会社とし、タクシーHDを吸収分割承継会社として、2024 年 12 月 20 日付で吸収分割契約（以下「本件契約」といいます。）を締結し、2025 年 3 月 1 日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、京成電鉄の東京都・千葉県下におけるグループタクシー会社経営管理事業に関して京成電鉄が有する権利義務（以下「本件承継権利義務」といいます。）をタクシーHDに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条、並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

なお、本件分割は、京成電鉄においては会社法第 784 条第 2 項に定める簡易分割、タクシーHDにおいては会社法第 796 条第 1 項に定める略式分割に該当します。

記

1. 本件契約の内容（会社法第 782 条第 1 項及び同法第 794 条第 1 項）
別紙 1 のとおりです。
2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び同規則第 192 条第 1 号）
本件分割に際しては、タクシーHDは京成電鉄に対して本件承継権利義務の対価として株式、金銭その他の財産の交付は行いません。タクシーHDは京成電鉄の完全子

会社であることから、当該取扱いは相当と判断しております。

3. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号及び同規則第 192 条第 3 号）

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び同規則第 192 条第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

京成電鉄は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は、京成電鉄の下記 Web サイトよりご覧いただけます。<https://www.keisei.co.jp/keisei/ir/library/yoho.html>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ① 関東鉄道株式会社との株式交換

京成電鉄は、2024 年 4 月 26 日付で関東鉄道株式会社との間で締結した株式交換契約に基づき、2024 年 9 月 1 日を効力発生日として、京成電鉄を株式交換完全親会社、関東鉄道株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。

- ② イオン株式会社との資本業務提携

京成電鉄は、2024 年 10 月 31 日付でイオン株式会社と資本業務提携に係る契約を締結しました。同提携の一環として、イオン株式会社はその保有する自己株式 3,954 千株（総額約 150 億円）を第三者割当の方法（払込期日 2024 年 12 月 27 日）により京成電鉄に割り当て、京成電鉄は当該株式の総数を引き受けました。

- ③ 株式会社オリエンタルランド株式の自己株式立会外買付取引応募

京成電鉄は、株式会社オリエンタルランドが実施する自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けに応募し、2024 年 11 月 27 日付で応募した株式会社オリエンタルランド株式 18,000,000 株の全てが買い付けられました。

本件取引に伴い、京成電鉄は、2025 年 3 月期第 3 四半期の個別決算において、関係会社株式売却益として 603 億円を特別利益に計上する見込みです。

- ④ 京成電鉄バスホールディングス株式会社との吸収分割

京成電鉄は、京成電鉄バスホールディングス株式会社（以下「バスHD」といい

ます。)との間で締結した2024年12月20日付吸収分割契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、京成電鉄からバスHDに、京成電鉄の東京都・千葉県下におけるグループバス会社経営管理事業及びグループバス事業資産賃貸事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を行うことを決定いたしました。

⑤京成電鉄茨城ホールディングス株式会社との吸収分割

京成電鉄は、京成電鉄茨城ホールディングス株式会社（以下「茨城HD」といいます。）との間で締結した2024年12月20日付吸収分割契約に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、京成電鉄から茨城HDに、京成電鉄の茨城県下におけるグループ会社の経営管理事業及び茨城県下におけるグループ会社向け賃貸不動産の運営・管理事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を行うことを決定いたしました。

5. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号及び同規則第192条第6号イ）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

タクシーHDは、茨城HDとの間で締結した2024年12月20日付吸収分割契約に基づき、2025年3月1日を効力発生日として、タクシーHDから茨城HDに、タクシーHDが営む京成タクシー北相株式会社の株式管理事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を行うことを決定いたしました。

6. 本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号及び同規則第192条第7号）

(1) 吸収分割会社における債務の履行の見込み

本件分割の効力発生日後の京成電鉄の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以降において、京成電鉄が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件分割の効力発生日以後における京成電鉄の債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社における債務の履行の見込み

本件分割の効力発生日後のタクシーHDの資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、また、本件分割の効力発生日以降において、タクシーHDが負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておらず、本件分割の効力発生日以後におけるタクシーHDの債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

7. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、上記の事項に変更が生じたときにおける変更後の当該事項（会社法施行規則第 183 条第 7 号及び同規則第 192 条第 8 号）

変更がありましたら直ちに開示いたします。

以 上

別紙 1 : 吸収分割契約書

吸収分割契約書

分割会社 : 京成電鉄株式会社
承継会社 : 京成タクシーホールディングス株式会社



吸収分割契約書

京成電鉄株式会社（以下「分割会社」という。）及び京成タクシーホールディングス株式会社（以下「承継会社」という。）は、第 1 条に定める事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本会社分割の方法）

分割会社は、本契約の定めに従い、効力発生日（第 4 条において定義する。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により分割会社の東京都・千葉県下におけるグループタクシー会社経営管理事業（以下「本事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条（本会社分割の当事者の商号及び住所）

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号： 京成電鉄株式会社
住所： 千葉縣市川市八幡三丁目 3 番 1 号

(2) 吸収分割承継会社

商号： 京成タクシーホールディングス株式会社
住所： 千葉県船橋市湊町二丁目 7 番 7 号

第 3 条（本会社分割により承継する権利義務等）

1. 承継会社は、効力発生日に分割会社から本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。但し、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の承認・許認可等を要するものについては、当該承認・許認可等の取得を条件として、承継会社は、当該権利義務を本会社分割により移転承継する。なお、不法行為によって生じた債務その他の偶発債務又は隠れた債務については本事業に関連するか否かに関わらず承継されない。
2. 前項の定めにより承継会社が分割会社から承継する債務は、全て免責的債務引受の方法による。

第 4 条（本会社分割の効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 3 月 1 日とする。
但し、分割会社及び承継会社は、本会社分割の手續進行上必要があるときは、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第 5 条（本会社分割に際して交付する金銭等）

承継会社は、本会社分割に際して、分割会社に対して、金銭等の交付は行わない。

第 6 条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本会社分割により承継会社の資本金及び準備金の額は、増加しない。

第 7 条（本契約の承認等）

1. 分割会社は、会社法第 784 条第 2 項の規定により、本契約につき同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本会社分割を行う。
2. 承継会社は、会社法第 796 条第 1 項の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株

主総会の承認を受けることなく本会社分割を行う。

第8条（善管注意義務）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務を執行し、財産の管理をするものとし、その資産、負債又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に分割会社及び承継会社が協議の上、これを行う。

第9条（本契約の解除等）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、分割会社又は承継会社の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じたときは、分割会社及び承継会社による協議の上、本会社分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第7条に定める分割会社及び承継会社の適法な機関決定並びに法令に基づく関係官庁等の承認又は許認可等が得られない場合には、その効力を失う。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、分割会社及び承継会社による協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、分割会社及び承継会社が記名押印の上、承継会社が保有する。

2024年12月20日

分割会社 : 千葉県市川市八幡三丁目3番1号
 京成電鉄株式会社
 代表取締役 小林敏也



承継会社 : 千葉県船橋市湊町二丁目7番7号
 京成タクシーホールディングス株式会社
 代表取締役 金子庄吉



承継権利義務明細表

1. 資産及び債務

本事業に関する次の資産及び債務を承継する。

(1) 資産

株式会社舞浜リゾートキャブ株式 1,891 株

帝都自動車交通株式会社株式 10,000,000 株

京成オートサービス株式会社株式 67,718 株

(2) 債務

一切の債務を承継しない。

2. 雇用契約

本事業に従事する分割会社の従業員との間の雇用契約を承継しない。

3. 雇用契約以外の契約

一切の契約を承継しない。

4. 許認可等

効力発生日において本事業に関連して保有している一切の許可、認可、承認、登録及び届け出のうち
法令上承継可能なものを承継する。

5. その他権利義務等

該当なし。

以上



別紙 2 : 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

貸 借 対 照 表

(2024年 2月29日現在)

京成タクシーホールディングス株式会社

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	円	負 債 の 部	円
流 動 資 産 合 計	890,620,411	流 動 負 債 合 計	271,620,534
現 金	41,674	未 払 金	891,802
預 金	27,713,299	未 払 消 費 税 等	5,735,100
未 収 金	138,906,706	未 払 法 人 税 等	590,200
前 払 費 用	2,379,943	未 払 費 用	13,607,192
短 期 貸 付 金	170,000,000	預 り 金	4,446,240
立 替 金	1,578,789	預 り 消 費 寄 託 金	245,000,000
消 費 寄 託 金	550,000,000	役 員 賞 与 引 当 金	1,350,000
固 定 資 産 合 計	557,185,841	固 定 負 債 合 計	186,700,267
有 形 固 定 資 産 合 計	6,845,497	退 職 給 付 引 当 金	0
工 具 器 具 備 品	6,845,497	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	0
		事 業 損 失 引 当 金	186,700,267
無 形 固 定 資 産 合 計	3,821,743	負 債 の 部 合 計	458,320,801
ソ フ ト ウ ェ ア	3,821,743	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	546,518,601	株 主 資 本	
関 係 会 社 株 式	486,716,801	資 本 金	100,000,000
長 期 貸 付 金	33,600,000	資 本 剰 余 金 合 計	404,540,412
差 入 敷 金 保 証 金	17,500,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	404,540,412
繰 延 税 金 資 産	8,701,800	利 益 剰 余 金 合 計	484,945,039
		利 益 準 備 金	3,963,600
		別 途 積 立 金	0
		繰 越 利 益 剰 余 金	480,981,439
		純 資 産 の 部 合 計	989,485,451
資 産 の 部 合 計	1,447,806,252	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,447,806,252

損 益 計 算 書

(自 2023年 3月 1日
至 2024年 2月29日)

京成タクシーホールディングス株式会社

科 目	金 額	金 額
経 常 損 益 の 部	円	円
(営業損益の部)		
営 業 収 入		448,215,446
業 務 受 託 料	218,084,176	
経 営 ア ド バ イ ザ リ ー 料	128,133,333	
配 当 金	90,531,755	
貸 貸 収 入	9,648,000	
そ の 他 収 入	1,818,182	
副 業 収 入		0
貸 貸 収 入	0	
そ の 他 収 入	0	
営 業 収 入 合 計		448,215,446
営 業 費 用		275,324,957
人 減 価 償 却 費	180,010,501	
そ の 他 経 費	7,997,547	
副 業 営 業 費	87,316,909	
人 減 価 償 却 費	0	
そ の 他 経 費	0	
営 業 費 用 合 計	0	
		275,324,957
営 業 利 益 金 額		172,890,489
副 業 営 業 利 益 金 額		0
売 上 総 利 益 金 額		172,890,489
一 般 管 理 費		78,598,832
人 減 価 償 却 費	78,598,832	
そ の 他 経 費	0	
営 業 利 益 金 額		94,291,657
(営業外損益の部)		
営 業 外 収 益		3,726,562
受 取 利 息	2,374,592	
受 取 配 当 金	0	
そ の 他 収 益	1,351,970	
営 業 外 費 用		891,802
支 払 利 息	891,802	
そ の 他 費 用	0	
経 常 利 益 金 額		97,126,417
特 別 損 益 の 部		
特 別 利 益		0
特 別 損 失		17,968,482
税 引 前 当 期 純 利 益		79,157,935
法 人 税 等		1,334,688
法 人 税 等 調 整 額		1,382,661
法 人 税 等 計		2,717,349
当 期 純 利 益		76,440,586

株主資本等変動計算書

(2023年3月1日～2024年2月29日)

京成タクシーホールディングス株式会社

(単位:円)

(単位:円)

	株 主 資 本										評価・換算差額等			純資産 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己 株式	株 資 本 合 計	主 本 計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評 換 差 額 等 合 計	新 株 予 約 権		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合 計										
													利 益 準備金	
前期末残高	100,000,000	0	404,540,412	404,540,412	2,963,600	0	415,540,833	418,504,433	0	0	0	0	923,044,865	
当期変動額														
企業結合による増加														
剰余金の配当														
別途剰余金の振立					1,000,000		△ 11,000,000	△ 10,000,000					△ 10,000,000	
当期純利益							76,440,586	76,440,586					76,440,586	
会社分割による減少														
株主資本以外の項目(純額)														
当期変動額合計	0	0	0	0	1,000,000	0	65,440,586	66,440,586	0	0	0	0	66,440,586	
当期末残高	100,000,000	0	404,540,412	404,540,412	3,963,600	0	480,981,439	484,945,039	0	0	0	0	989,485,451	

(注記)

(1)発行済株式の種類及び総数に関する事項

(2)自己株式の種類及び株式数に関する事項

(3)配当に関する事項

種類：普通株式 総数：1,000株

なし

①配当金支払額

普通株式 (1)総額 10,000,000円 (2)配当の原資 利益剰余金 (3)1株当たりの配当額 10,000円

(4)基準日 2023年2月28日 (5)効力発生日 2023年4月21日

②2024年4月19日開催予定の定時株主総会において、次の通り議案が付議されております。

普通株式 (1)総額 38,221,000円 (2)配当の原資 利益剰余金 (3)1株当たりの配当額 38,221円

(4)基準日 2024年2月29日 (5)効力発生日 2024年4月22日

京成タクシーホールディングス株式会社
個別注記表
自 2023年 3月 1日
至 2024年 2月29日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他の有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

個別法による原価法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、役員賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記
該当ございません。

3. 表示方法の変更に関する注記
該当ございません。

4. 誤謬の訂正に関する注記
該当ございません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式数

普通株式 1,000 株

(2) 当期末における自己株式数

普通株式 0 株

① 2023年 4月20日開催の定時株主総会において、次のとおり議案が決議されております。

(普通株式の配当に関する事項)

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	10,000,000 円
一株当たり配当額	10,000 円
基準日	2023年 2月28日
効力発生日	2023年 4月21日

② 2024年 4月19日開催予定の定時株主総会において、次のとおり議案が付議されております。

(普通株式の配当に関する事項)

配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	38,221,000 円
一株当たり配当額	38,221 円
基準日	2024年 2月29日
効力発生日	2024年 4月22日

営 業 報 告

(2023年3月1日～2024年2月29日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、景気が緩やかな回復基調となった一方で、東欧・中東地域の地政学的リスクの長期化やこれに起因する為替変動及びエネルギー価格高騰による物価高、さらには中国の景気低迷などの影響もあり、経済動向は不透明な状況が続いております。

千葉県下のタクシー業界を取り巻く経営環境は、景気状況に伴って車両の稼働、車当たり収入が回復する一方で、利用者の生活習慣の変容に伴う夜間需要等の伸び悩みは続いております。これに加えドライバー採用活動の他業種との競合や高齢者の退職等ドライバー確保が厳しい状況であることに加え、ガソリン・オートガス等燃料価格の高止まりなどによる高コスト構造から脱却できないことから依然厳しいものとなっております。

この状況を受け、9月19日の茨城県に続き、11月20日に千葉県でタクシー料金改定を実施いたしました。

京成グループタクシーにおきましては、D1 プランの2年目にあたり『取り組むべき5つの柱』に基づき各施策を進めてまいりました。

安全管理体制強化につきましては、安全対策委員会を立ち上げ、事故統計や個別事故の共有に基づく対策の立案やドライバーの健康起因による事故の防止策を実施いたしました。さらに9月にグループ内で発生した死亡事故を真摯に受けとめ、HD・事業会社役員による現場巡視を繰り返し行うなど、啓蒙活動と再発防止策の徹底を図ってまいりました。

乗務員採用につきましては、グループタクシー合同採用説明会の開催、地元ハローワークとの連携強化に加え、リスティング広告の活用等により効果的な媒体へのシフトを行なってまいりました。

業務効率化につきましては、総務・経理業務でHDへのSSC化を推進し、7月には京成グループのSSC化を目的に設立された株式会社We京成へ再業務委託いたしました。さらにタクシー給与システム更新に向けて取り組みを進めてまいりました。

2024年4月から地域のタクシー不足を解消すべく、一種免許ドライバーによる日本型ライドシェアの導入が決定いたしました。千葉県下タクシー業界を牽引する京成グループタクシーはこれに前向きに取り組むとともに、これまで以上に採用活動に尽力し、二種免許ドライバーによるタクシー事業の充実を目指します。

当期の営業収益は、事業会社からの配当金収入の大幅増収に加え、経営アドバイザー料及び業務受託料収入が増収となり、合計で448,215千円（前期比96,629千円、27.5%増）となりました。

営業費用は、人件費が7月に設立された㈱We京成への社員兼務出向により減少した一方で、同社への業務委託料が増となり、275,324千円（前期比10,098千円、3.8%増）となりました。

一般管理費は、出向者人件費が増加したため、78,598 千円（前期比 6,711 千円、9.3%増）となりました。

この結果、営業利益は、94,291 千円（前期比 79,819 千円、551.5%増益）、経常利益は、97,126 千円（前期比 79,713 千円、457.8%増益）、特別損失に子会社である京成タクシーかずさ側の事業損失引当金 17,968 千円を積増し計上したため、当期純利益は 76,440 千円となりました。

（２）設備投資の状況

当事業年度中において下記設備投資を実施いたしました。

- ・タクシードライバー採用ムービー 3,245 千円

（３）資金調達の状況

当事業年度中において京成タクシー千葉側から 50,000 千円の消費寄託金により資金調達をいたしました。

（４）対処すべき課題

D1プランの最終年度にあたりタクシーグループ戦略として掲げる『取り組むべき５つの柱』の総仕上げと位置づけ取り組んでまいります。また、2024年5月から千葉交通圏で導入される日本型ライドシェアにつきましては、千葉県のリーディングカンパニーとして京成タクシー千葉において導入いたしますが、これまで以上に採用に注力し、二種免許ドライバーによるタクシー事業の安全、サービス、利便性を充実させてまいります。

I. 安全管理体制の強化

これまで取り組んでまいりました重大事故撲滅、有責事故減件目標及びシートベルト声かけ100%の達成および健康起因事故に関しても、特別点呼の実施、SAS、既往症対策の実施により減件を目指してまいります。

II. 安定した経営基盤の確立

2020年以降のコロナ禍以降悪化した事業会社の財務体質改善に努めてまいります。当社資金を活用し各社のコロナ融資の完済へ取り組むとともに、財務体質が脆弱な京成タクシー市川、京成タクシーあたご、京成タクシー北相、京成タクシーかずさの4社に対し、経営改善計画を着実に進めてまいります。

また、コンプライアンス体制を強化するべく内部監査室による内部監査を継続してまいります。

環境経営への取り組みにつきましては、2024年度は、当社グループ全体でジャパントクシー89台、リーフ2台の導入を計画しており、2030年度までにグループの非化石燃料車導入80台の目標達成に向け着実に進捗させてまいります。

III. 乗務員採用の推進

2023年度乗務員採用においては、純増計画136名に対し116名と計画達成に至りませんでした。当社が主体となって採用活動の強化と乗務員の退職抑制に努めることにより、早期にグループ全体で稼働率80%超の達成を目指してまいります。

IV. 営業活動の推進

配車アプリによる顧客獲得を軸に営業活動を推進してまいります。さらに
接遇レベルの向上にむけてBMK運動の浸透することにより顧客獲得を目指
してまいります。また、企業・自治体への営業活動を強化し、新規顧客獲得を
強化してまいります。

V. 業務効率化の推進

2023年7月に発足した㈱We京成への業務委託及び計画している給与
システム更新の推進により業務の効率化を図ってまいります。また整備業務
の一元化や共同購入によるコスト削減にも注力してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第2期 (2021年2月期)	第3期 (2022年2月期)	第4期 (2023年2月期)	第5期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高(百万円)	366	341	351	448
当期純利益(百万円)	28	△144	△7	76
1株あたり 当期純利益(円)	28,950	—	—	76,440
総資産(百万円)	1,258	1,234	1,395	1,447
純資産(百万円)	1,099	940	923	989
1株あたり 純資産額(円)	1,099,116	940,326	923,044	989,485

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は京成電鉄株式会社で、同社は当社の株式1,000株（議決権
比率100.0%）を直接保有いたしております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
京成タクシー船橋株式会社	40,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー習志野株式会社	10,400千円	100%	タクシー業
京成タクシー市川株式会社	12,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー千葉株式会社	16,000千円	100%	タクシー業
京成タクシーかずさ株式会社	15,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー松戸東株式会社	28,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー東葛株式会社	10,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー松戸西株式会社	10,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー成田株式会社	10,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー佐倉株式会社	20,000千円	100%	タクシー業
京成タクシー北相株式会社	10,000千円	100%	タクシー業
京成タクシーあたご株式会社	10,000千円	100%	タクシー業

(7) 主要な事業内容（2024年2月29日現在）

- ・一般乗用旅客自動車運送事業会社の監理
- ・一般乗用旅客自動車運送事業会社の事務受託

(8) 主要な事業所（2024年2月29日現在）

名称	所在地
本社事業所	千葉県船橋市湊町2-7-7
東葛事業所	千葉県松戸市金ヶ作408-357
北相事業所	茨城県取手市白山5-13-8
千葉事業所	千葉県千葉市中央区末広4-27-1
かずさ事業所	千葉県木更津市潮浜2-1-35
佐倉事業所	千葉県佐倉市太田2306-4
成田事業所	千葉県成田市花崎町750-1

(9) 使用人の状況（2024年2月29日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
0名（2名）	△1名（±0名）	63.5歳	3.3年

（注）使用人数は就業員数であり、嘱託社員は（ ）内に年間の平均人数を外数で記載しております。

なお、上記使用人数には、京成電鉄株式会社からの出向者3名、事業会社8社からの出向者25名は含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 4,000株

(2) 発行済株式の総数 1,000株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主（発行済株式の総数）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
京成電鉄株式会社	1,000株	100.0%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2024年2月29日現在）

会社における 地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子 庄吉	京成電鉄株式会社取締役 常務執行役員 京成タクシー船橋株式会社代表取締役会長
取締役	三輪 武士	京成タクシー船橋株式会社代表取締役社長
取締役	齋藤 拓	京成タクシー松戸西株式会社代表取締役社長 京成タクシー東葛株式会社代表取締役社長 京成タクシー北相株式会社代表取締役社長
取締役	藤倉 孝一	京成タクシー成田株式会社代表取締役社長
取締役	馬上 渉	京成タクシー千葉株式会社代表取締役社長
取締役	堤 一浩	京成オートサービス株式会社代表取締役社長 当社総務部長
取締役	浅野 俊幸	京成タクシー習志野株式会社代表取締役社長 当社営業部長
監査役	小林 敏也	京成電鉄株式会社代表取締役社長 社長執行役員
監査役	山田 耕司	京成電鉄株式会社取締役 取締役執行役員

(注) 1. 取締役鈴木幸博氏は2023年4月20日に辞任いたしました。

2. 取締役田中裕也氏は2023年7月1日に辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	41,916千円
監査役	2名	1,700千円
合計	11名	43,616千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には2023年4月20日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分、2023年7月1日付で辞任した取締役1名分を含んでおります。

3. 支給額には、支給予定の当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額1,350千円(取締役9名に対し850千円、監査役2名に対し500千円)が含まれております。